

平成23年5月19日

各 位

会 社 名 N K S J ホールディングス株式会社  
代表者名 取締役会長 兵 頭 誠  
取締役社長 佐 藤 正 敏  
(コード番号 8 6 3 0 東証・大証)

### 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額および当該新株予約権の内容決定に関する議案を、平成23年6月27日開催の第1回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の発行は、平成23年6月27日開催予定の第1回定時株主総会において当該議案が承認可決された後、当社取締役会の決議をもって決定いたします。

### 記

#### 1. 取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役に対し、株価向上および業績向上に対する意欲や士気を高め、株主価値・企業価値を重視した経営を一層推進することを目的として株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てます。

なお、当該新株予約権の付与対象者には、社外取締役を含まないものとします。

#### 2. 議案の内容

##### (1) 株式報酬型ストックオプションとしての報酬額

取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの額とは別枠で年額1億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とします。

なお、株式報酬型ストックオプションを付与する取締役の員数は、第1回定時株主総会で取締役選任議案が承認されることを前提として、社外取締役を除く6名となります。

##### (2) 新株予約権の内容

上記金額の範囲内で当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は、以下のとおりです。

##### ① 新株予約権の目的である株式の種類および数

毎年定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権を行使することにより、交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式25万株<sup>(注1)</sup>を上限とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合<sup>(注2)</sup>を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- ② 新株予約権の総数  
毎年定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は、2,500個<sup>(注3)</sup>を上限とする。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間  
各新株予約権を割り当てる日の翌日から25年以内とする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
- a. 新株予約権者は、上記④の期間内において当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。
  - b. 新株予約権者は、当社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権（株式報酬型ストックオプション）については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができない。
- ⑦ その他の新株予約権の内容  
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

- 注 1. 平成23年6月27日開催予定の第1回定時株主総会において、株式併合議案が承認可決され、株式併合の効力発生日以降に新株予約権を割り当てる場合は、62,500株とします。また、上記①なお書き以下により付与株式数の調整が行われた場合には、調整後の付与株式数にその時点での上限個数を乗じた株式数とします。
2. 平成23年6月27日開催予定の第1回定時株主総会において、株式併合議案が承認可決されることにより行われる株式併合を除きます。ただし、本議案が承認可決され、本総会終了後から当該株式併合の効力発生日までに付与株式数を100株として発行された新株予約権がある場合は、当該新株予約権については、上記①なお書きに定める付与株式数の調整を行うものとします。
3. 平成23年6月27日開催予定の第1回定時株主総会において、株式併合議案が承認可決され、株式併合の効力発生日以降に新株予約権を割り当てる場合は、625個とします。

(参考)

株式併合の内容につきましては、本日付けで当社が公表した「株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上